

記者発表資料

平成17年9月15日
九州地方整備局

川辺川ダムに係る漁業権等の収用裁決申請の取り下げについて

標記につきまして、別紙のとおり九州地方整備局長のコメントを配布いたします。

問い合わせ

九州地方整備局	代表	092-471-6331
広報広聴対策官	直通	角南 國隆(内線:2117)
河川部	河川調査官	直通 092-476-3506
	直通	光成 政和(内線:3513)
用地部	用地第一課長	直通 092-476-3523
	直通	長野 義和(内線:4751)
	直通	092-476-3541

九州地方整備局長コメント

本日、平成13年12月18日付けで行った川辺川ダムに係る漁業権等の収用裁決申請を取り下げることになりました。

先月8月29日に、熊本県収用委員会から、新利水計画の策定に向けた取組状況を勘案しても、なお、審理を進められない状況が長期化しているのは、公益事業の円滑な推進を図ることを目的とする土地収用法の趣旨に照らし問題があり、土地収用法を活用して事業の円滑な推進を図ろうとするならば、裁決申請を一旦取り下げてはどうかとの取下勧告を受けました。

この収用審理の結果を踏まえ、本件審理が長引く要因となっていた新利水計画について、農林水産省九州農政局長に、その概要を示すよう再度要請していましたが、示すことは困難とのことであり、これを受けて、起業者として関係者と調整し、対応を検討してまいりました。

球磨川流域の地元自治体からは、川辺川ダム建設促進の強い要望が寄せられており、起業者としても球磨川の治水上の必要性・緊急性から川辺川ダムは一日も早く完成させる必要があると考えています。今回、裁決申請を一旦取り下げ、改めて九州農政局に新利水計画の早期の策定を求めるとともにその策定状況を踏まえてダム事業計画を速やかに見直し、必要に応じ収用手続きをやり直すことにより、却下裁決やそれに対する審査請求などに伴う事態の長期化が避けられ、結果として球磨川の治水対策をより早く進めることができると考えられます。このため、起業者としては、熊本県収用委員会の勧告をうけて、裁決申請を取り下げることといたしました。

球磨川では、これまで過去30年間に10回もの水害が発生しており、本年も台風14号による出水で浸水被害が発生するなど洪水被害が頻発しており、抜本的な治水対策である川辺川ダム事業の推進に努めて参りたいと考えています。